

平成 29 年度から 33 年度までの 5 か年計画

第 3 期大田原市生涯学習推進計画「学び、いきいき活躍プラン」を策定しました

平成 29 年度から 33 年度までの 5 か年計画「第 3 期大田原市生涯学習推進計画」は、生涯学習を総合的かつ体系的に推進していくための指針となる生涯学習推進計画です。

また、市民一人ひとりがいきいきと学び、自己を高め、そこから得た知識・能力を地域の発展のために還元し、各分野で活躍できる社会づくりを目指した大田原市の明るい未来への道しるべとなるよう本計画の副題を「学び、いきいき活躍プラン」としました。

本計画は、市ホームページに掲載するほか、概要版を 4 月に全戸配布する予定ですので、ぜひご覧ください。

問生涯学習課 生 TEL (23)2100

4月1日から

問学校教育課 湯 TEL (98)7113

若草中学校区・金田北中学校区で小中一貫教育がはじまります

若草中学校区と金田北中学校区は小中一貫教育推進モデル地区として、平成 29 年度からスタートします。平成 30 年度には全地区で小中一貫教育を導入します。

市では、大学教授など有識者を含む検討委員会で 2 年間の検討を行い、「大田原市小中一貫教育推進計画」を策定しました。その中で目的と短期目標、そして本市の取組の特徴は次のとおりです。

■目的

9 年間を見通した教育システムを構築することにより、教職員間の相互理解を深め、個への小中一貫連続した支援に取り組み、人間性や学力の向上、対人関係力の向上、さらに、これからの社会に主体的に貢献できる実践力を育成する。

■短期目標

義務教育 9 年間の系統性のある指導で、一人ひとりの学力を最大限伸ばし、進路実現を図る。

■市の小中一貫教育の 3 つの特徴

- ① 9 年間を通した英語教育…市ではこれまでも小学校 1 年生から英語教育を実施していましたが、中学校 3 年生までに英語検定 3 級程度の力をつけるよう取り組んでいきます。
- ② ICT (情報通信技術) の活用…市では全校に電子黒板とタブレットパソコンを配備しています。こうした ICT をさらに活用した教育に取り組みます。
- ③ 地域の声を反映…平成 30 年度から全中学校区に学校運営協議会を設置し、学校運営に地域の声を反映させるとともに、地域と学校が連携した取組を推進します。

小中一貫教育の取組はこれからの時代の教育を推進する上での基盤となる取組です。

若草中学校区と金田北中学校区は、それぞれの学区の実態に合わせた取組を実施し、来年度中に取組内容を公開する予定です。

農業者でなくても開業可能です

農家民宿をはじめませんか 大田原の魅力発信 !!

現在、市内で約 80 軒が「農家民宿」を開業しています。

規制緩和により、農業者でなくても開業が可能になりました。「農家民宿」と言っても特別に準備することなく、普段の生活で自然体のままで受け入れていただけます。

大田原市の魅力を伝えるお仕事に、お力をお貸しいただけませんか。

■農家民泊とは

学校の教育旅行などの際、学生を 3～4 人のグループに分け、グループごとに農家民宿に宿泊し、農業体験などを行います。受け入れ家庭は相応の収入を得ることができず。

■手続きについて

農家民宿の開業には旅館業営業許可が必要ですが、許可申請の事務手続きは市が全面的にご協力します。

興味がある方は、お気軽に下記へお問い合わせください。

問申商工観光課 文 2階 TEL (23)8709



記念撮影(受け入れ家庭と学生)

A 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

平成 29 年度

問申健康政策課 東 1 階 TEL (23)8975

高齢者の肺炎球菌感染症定期予防接種のお知らせ

■平成 29 年度の対象者は、4 月 1 日から新たに下表に該当する方が対象となります。対象となる方には、4 月上旬にお知らせと予診票をお送りします。(青色の封筒です)

- 接種期間…平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日
- 自己負担額…4,100 円(接種費用 7,700 円のうち、3,600 円を市が助成)
- 受け方…予診票を持参の上、直接医療機関で接種を受けてください。なお、予約が必要な場合があります。(医療機関については、対象者に送付するお知らせをご覧ください。)

■4 月からの平成 29 年度高齢者の肺炎球菌感染症定期接種対象者
※過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス NP)を受けたことがある方を除きます

対象者	生年月日
65 歳となる方	昭和 27 年 4 月 2 日生まれ～昭和 28 年 4 月 1 日生まれ
70 歳となる方	昭和 22 年 4 月 2 日生まれ～昭和 23 年 4 月 1 日生まれ
75 歳となる方	昭和 17 年 4 月 2 日生まれ～昭和 18 年 4 月 1 日生まれ
80 歳となる方	昭和 12 年 4 月 2 日生まれ～昭和 13 年 4 月 1 日生まれ
85 歳となる方	昭和 7 年 4 月 2 日生まれ～昭和 8 年 4 月 1 日生まれ
90 歳となる方	昭和 2 年 4 月 2 日生まれ～昭和 3 年 4 月 1 日生まれ
95 歳となる方	大正 11 年 4 月 2 日生まれ～大正 12 年 4 月 1 日生まれ
100 歳となる方	大正 6 年 4 月 2 日生まれ～大正 7 年 4 月 1 日生まれ

① 60 歳以上 65 歳未満の方で、心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極端に制限される程度の障害を有する方およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方(身体障害者手帳 1 級の交付を受けている方)

※平成 30 年度までは各年度中に 65 歳・70 歳・75 歳・80 歳・85 歳・90 歳・95 歳・100 歳になる方および①の方が対象になります。また、これらの対象とならない方で、次の 1～3 に全て該当する方は、大田原市法定外予防接種として、同じく費用助成(3,600 円)が受けられます。

1. 70 歳以上
 2. 過去に肺炎球菌ワクチン(ニューモバックス NP)を受けてから 5 年以上経過している、もしくは接種を受けたことがない
 3. 過去にこの費用助成を受けていない
- 大田原市法定外予防接種として接種を希望される場合は、事前の手続きが必要になります。(健康政策課・黒羽支所・湯津上支所・両郷出張所・須賀川出張所のいずれかにお問い合わせください。)

■平成 28 年度対象者の接種期限は、平成 29 年 3 月 31 日までです。
現在 65 歳以上の方が定期接種の対象となるのは、平成 30 年度までの間に 1 人 1 回です。現在の制度では、定期接種の対象となる年度内に接種しなければ、今後対象とはなりません。

●対象者…平成 28 年度の対象者の方には、平成 28 年 4 月上旬にお知らせと予診票をお送りしています。(オレンジ色の封筒です。)また、今年度対象となる方の生年月日は、広報おたわら 10 月号の 10 ページでご確認いただくか健康政策課までお問い合わせください。

※予診票が見当たらない場合には、健康政策課にて再発行いたします。ただし、再発行には申請書の提出が必要となり、また申請から数日後の発送となりますので、早めにお手続きください。

3 月 12 日(日)から

75 歳以上のドライバーの方へ 高齢者講習制度が変わります

高齢ドライバーの認知機能低下を原因とする交通事故を防止するために道路交通法が一部改正されたことにより、75 歳以上のドライバーの皆さんは次の事項が義務付けられます。

- ▶認知機能検査の結果、認知症のおそれがあると判定された場合は、専門医の診断を受け、診断書を提出する。
- ▶認知機能が低下したときに起こりやすい交通違反をした場合は、臨時認知機能検査を受検する。
- ▶上記の臨時認知機能検査の結果、認知機能に低下が認められる場合は、臨時に高齢者講習を受講する。

※また、医師から認知症と診断された場合や、検査・講習を理由なく受けなかった場合は、運転免許取消しの対象となりますので、ご注意ください。詳細は、下記までお問い合わせください。

問危険管理課 東 2 階 TEL (23)9301